

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「職員の給与に関する条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき一部改正案を公表し、意見を求めます。

令和8年（2026年）5月8日

ニセコ町長 田中 健人

記

1 一部改正する条例名 職員の給与に関する条例

2 改正条例案 別紙（案）のとおり

3 改正の理由

町教育委員会では、現在、教育委員会組織運営の機構改革に取り組んでいます。この一環として、このたび改革に必要な条例の改正を行うものです。

今後の幼児センター運営の安定的継続性の確保に鑑み、園長を補佐する副園長の職を管理職員として新たに置くことにより、センター全体の運営機能を強化します。あわせて、これまで会計年度任用職員として配置してきた園長の職についても、今後、一般職員から管理職員としての任用を可能とします。

4 期間等

(1) 縦覧期間

① 期間 令和8年5月8日（金曜日）から同月18日（月曜日）

② 縦覧場所 ニセコ町教育委員会総合教育課及びニセコ町ホームページ

(2) 意見受付期間

① 期間 縦覧期間に同じ

② 受付場所 ニセコ町教育委員会総合教育課

(3) 意見提出方法

① 持参 ニセコ町教育委員会総合教育課まで

② Eメール kyouiku@town.niseko.lg.jp

5 提出された意見の公表 令和8年5月19日以降ニセコ町ホームページで公表予定

6 お問合せ先 ニセコ町教育委員会総合教育課

所在地 ニセコ町字富士見55番地

担当者 加藤

電話 0136-44-2101

Eメール kyouiku@town.niseko.lg.jp

受付時間 土日祝日を除く8時30分～17時15分